

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 三 号

平成十六年十一月五日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 齊藤 鉄夫君

理事 伊藤信太郎君 理事 稲葉 大和君

理事 中野 清君 理事 保坂 武君

理事 奥村 展三君 理事 川内 博史君

理事 牧 義夫君 理事 河合 正智君

小淵 優子君 加藤 勝信君

岸田 文雄君 佐藤 鍊君

下村 博文君 鈴木 俊一君

鈴木 恒夫君 西村 明宏君

葉梨 康弘君 馳 浩君

原田 令嗣君 古屋 圭司君

保利 耕輔君 山際大志郎君

岸本 健君 楠田 大蔵君

須藤 浩君 鈴木 克昌君

高井 美徳君 武山百合子君

達増 拓也君 肥田美代子君

松本 大輔君 村越 祐民君

笠 浩史君 池坊 保子君

石井 郁子君 横光 克彦君

文部科学大臣 中山 成彬君

文部科学大臣政務官 小島 敏男君

文部科学大臣政務官 下村 博文君

文部科学委員会専門員 小泉 顕雄君

文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

委員の異動

十一月五日 補欠選任

加藤 紘一君 原田 令嗣君

加藤 尚彦君 鈴木 克昌君

城井 崇君 楠田 大蔵君

古賀 一成君 村越 祐民君
長島 昭久君 岸本 健君

同日

原田 令嗣君 加藤 紘一君

岸本 健君 長島 昭久君

楠田 大蔵君 城井 崇君

鈴木 克昌君 加藤 尚彦君

村越 祐民君 古賀 一成君

十一月四日

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出第一号)

同日

父母・学生の負担軽減、私立大学の充実に関する請願(牧義夫君紹介)(第一四六号)

は本委員会に付託された。

十月二十八日

学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について現行の義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書(山形県長井市議会)(第一九四九号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(岩手県胆沢町議会)(第一九五〇号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持等を求める意見書(宮城県古川市議会)(第一九五一号)

義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書(茨城県常陸太田市議会)(第一九五二号)

義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書(栃木県葛生町議会)(第一九五三号)

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書(群馬県吉井町議会)(第一九五四号)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(群馬県昭和村議会)(第一九五五号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書

書(東京都清瀬市議会)(第一九五六号)

義務教育費国庫負担制度存続に関する意見書(神奈川県小田原市議会)(第一九五七号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(富山県福野町議会)(第一九五八号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(石川県寺井町議会)(第一九五九号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(石川県野々市町議会)(第一九六〇号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(長野県中野市議会)(第一九六一号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(長野県豊科町議会)(第一九六二号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(長野県池田町議会)(第一九六四号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(長野県豊田村議会)(第一九六五号)

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書(和歌山県白浜町議会)(第一九七三号)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(徳島県日和佐町議会)(第一九七四号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書(徳島県穴喰町議会)(第一九七五号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(愛媛県今治市議会)(第一九七六号)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(高知県大豊町議会)(第一九七七号)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(高知県中土佐町議会)(第一九七八号)

義務教育に係る財源の確保充実を求める意見書(福岡県久留米市議会)(第一九七九号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(大分県大野町議会)(第一九八〇号)

教育基本法の改正についての意見書(宮城県小牛田町議会)(第一九八一号)

教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書(福島県湯川村議会)(第一九八二号)

教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書(福島県東村議会)(第一九八三号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(茨城県常陸太田市議会)(第一九八四号)

教育基本法の改正を求める意見書(茨城県つくば市議会)(第一九八五号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(神奈川県綾瀬市議会)(第一九八六号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(富山県議会)(第一九八七号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(富山県上平村議会)(第一九八八号)

教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書

第一類第六号

文部科学委員会議録第三号

平成十六年十一月五日

第一類第六号

文部科学委員会議録第三号

平成十六年十一月五日

第一類第六号

文部科学委員会議録第三号

平成十六年十一月五日

第一類第六号

文部科学委員会議録第三号

平成十六年十一月五日

第一類第六号

見書 長野県三岳村議会(第一九八九号)
 教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書 長野県三岳村議会(第一九八九号)
 教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書 長野県米村議会(第一九九一号)
 教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書(愛知県尾西市議会)(第一九九二号)
 教育予算の拡充に関する意見書(大阪府八尾市議会)(第一九九三号)
 教育基本法の改正に関する意見書(大阪府四條畷市議会)(第一九九四号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(兵庫県龍野市議会)(第一九九五号)
 教育予算の拡充を求める意見書(兵庫県三木市議会)(第一九九六号)
 教育・予算を増額し、義務教育費国庫負担制度堅持・教職員定数法改善計画の実施を求める意見書(広島県尾道市議会)(第一九九七号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(徳島県松茂町議会)(第一九九八号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(愛媛県内海村議会)(第一九九九号)
 教育基本法の改正を求める意見書(高知県野市町議会)(第二〇〇〇号)
 教育基本法の改正を求める意見書(高知県大豊町議会)(第二〇〇一号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(福岡県津屋崎町議会)(第二〇〇二号)
 教育基本法の理念を生かすことを求める意見書(福岡県飯手町議会)(第二〇〇三号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(佐賀県三日月町議会)(第二〇〇四号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(佐賀県芦刈町議会)(第二〇〇五号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(佐賀県大町町議会)(第二〇〇六号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(長崎県瑞穂町議会)(第二〇〇七号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(熊本県大津町議会)(第二〇〇八号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(大分県国東町議会)(第二〇〇九号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(大分県安心院町議会)(第二〇一〇号)
 教育基本法の早期改正を求める意見書(宮崎県北郷町議会)(第二〇一一号)
 国の責任で三十人以上以下学級の実現を求める意見書(愛知県津島市議会)(第二〇一二号)
 国の責任で三十人以上以下学級の実現を求める意見書(愛知県尾西市議会)(第二〇一三三号)
 国の責任で三十人以上以下学級の実現を求める意見書(愛知県飛鳥村議会)(第二〇一四号)
 国の責任において、義務教育を支える財源措置を求める意見書(高知県野市町議会)(第二〇一五号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の一層の増額を求める意見書(新潟県三条市議会)(第二〇一六号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の一層の増額を求める意見書(新潟県見附市議会)(第二〇一七号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の一層の増額を求める意見書(新潟県栃尾市議会)(第二〇一八号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の一層の増額を求める意見書(新潟県新井市議会)(第二〇一九号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の一層の増額を求める意見書(新潟県豊栄市議会)(第二〇二〇号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県聖籠町議会)(第二〇二一号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県味方村議会)(第二〇二二号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県加治川村議会)(第二〇二三三号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県村松町議会)(第二〇二四号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県津川町議会)(第二〇二五号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県上川村議会)(第二〇二六号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県三川村議会)(第二〇二七号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の一層の増額を求める意見書(新潟県三島町議会)(第二〇二八号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額を求める意見書(新潟県広神村議会)(第二〇二九号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県牧村議会)(第二〇三〇号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県柿崎町議会)(第二〇三一号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県頸城村議会)(第二〇三二号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県板倉町議会)(第二〇三三号)
 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成のいっそうの増額を求める意見書(新潟県青海町議会)(第二〇三四号)
 三十人以上以下学級実現等教育の充実を求める意見書(北海道福島町議会)(第二〇三五号)
 三十五人学級の早期実現と教職員定数拡大を求める意見書(長野県松本市議会)(第二〇三六号)

三十人学級の早期実現を求める意見書(長野県佐久市議会)(第二〇三七号)
 「三十人学級の早期実現、教育予算の増額」を求める意見書(三重県上野市議会)(第二〇三八号)
 三十人学級の拡充、教育予算の増額を求める意見書(三重県多度町議会)(第二〇三九号)
 三十人学級の早期実現と教育予算の増額を求める意見書(三重県阿山町議会)(第二〇四〇号)
 私学助成の充実に関する意見書(新潟県議会)(第二〇四一号)
 私立高校に対する大幅公費助成に関する意見書(長野県松本市議会)(第二〇四二号)
 私学助成の拡充に関する意見書(愛知県一宮市議会)(第二〇四三号)
 小中高等学校(三十人以上以下学級)の推進等に関する意見書(福井県小浜市議会)(第二〇四四号)
 ゆたかな教育を実現するための教育予算の充実を求める意見書(茨城県常陸太田市議会)(第二〇四五号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
 参考人出頭要求に関する件
 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出第一号)
 ○音藤委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案を議題といたします。
 趣旨の説明を聴取いたします。中山文部科学大臣。
 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案
 (本号末尾に掲載)
 ○中山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本原子力研究開発機構法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。
特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところでありませぬ。

この法案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、特殊法人である日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散した上で統合し、新たに原子力に関する研究開発を総合的に実施する独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立するためのものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、本独立行政法人の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、監事を除く役員数を現在の役員数と比較して大幅に削減することとしております。

第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、主務大臣等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○斉藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○斉藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

文部科学行政の基本施策に関する件の調査のため、来る十二日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○斉藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。
今回は、来る十日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時二分散会

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案 独立行政法人日本原子力研究開発機構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条―第十六条)
- 第三章 業務等(第十七条―第二十三条)
- 第四章 雑則(第二十三条―第二十八条)
- 第五章 罰則(第二十九条―第三十一条)

附則 第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいう。

第三条 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

第四条 この法律において「使用済燃料」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質をいう。

第五条 この法律において「核燃料サイクル」とは、使用済燃料を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。

第六条 この法律において「高速増殖炉」とは、原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものであって、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消滅する量に対する比

率が一を超えるものをいう。
6 この法律において「核燃料物質の再処理」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「高レベル放射性廃棄物」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物(固型化したものを含む)をいう。

(名称)
第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構とする。

(機構の目的)
第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行うい、もつて人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

(事務所)
第五条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)
第六条 機構の資本金は、附則第二条第八項及び第九項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金

を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的とすることができ、

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等)を示すものとする。

(出資証券)
第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)
第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(名称の使用制限)
第九条 機構でない者は、日本原子力研究開発機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員
第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)
第十一条 副理事長は、理事長の定めるところに

<p>より、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(理事長の任命)</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。</p> <p>3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。</p> <p>4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の</p>	<p>任期の末日までとする。</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>(役員欠格条項の特例)</p> <p>第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>2 機構の役員に就任する者(以下「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。)</p> <p>(役員及び職員)の秘密保持義務)</p> <p>第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。</p> <p>二 原子力に関する応用の研究を行うこと。</p> <p>三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。</p> <p>イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究</p>	<p>より、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(理事長の任命)</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。</p> <p>3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。</p> <p>4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の</p>	<p>任期の末日までとする。</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>(役員欠格条項の特例)</p> <p>第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>2 機構の役員に就任する者(以下「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。)</p> <p>(役員及び職員)の秘密保持義務)</p> <p>第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。</p> <p>二 原子力に関する応用の研究を行うこと。</p> <p>三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。</p> <p>イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究</p>	<p>より、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(理事長の任命)</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。</p> <p>3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。</p> <p>4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の</p>	<p>任期の末日までとする。</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>(役員欠格条項の特例)</p> <p>第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>2 機構の役員に就任する者(以下「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。)</p> <p>(役員及び職員)の秘密保持義務)</p> <p>第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。</p> <p>二 原子力に関する応用の研究を行うこと。</p> <p>三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。</p> <p>イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究</p>	<p>より、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(理事長の任命)</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。</p> <p>3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。</p> <p>4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の</p>	<p>任期の末日までとする。</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>(役員欠格条項の特例)</p> <p>第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>2 機構の役員に就任する者(以下「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。)</p> <p>(役員及び職員)の秘密保持義務)</p> <p>第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。</p> <p>二 原子力に関する応用の研究を行うこと。</p> <p>三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。</p> <p>イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究</p>	<p>より、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(理事長の任命)</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標(第二十三条において「中期目標」という。)が変更された場合において「中期目標」という。)が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。</p> <p>3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。</p> <p>4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の</p>	<p>任期の末日までとする。</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>(役員欠格条項の特例)</p> <p>第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。</p> <p>2 機構の役員に就任する者(以下「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十四条第一項」とする。)</p> <p>(役員及び職員)の秘密保持義務)</p> <p>第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。</p> <p>二 原子力に関する応用の研究を行うこと。</p> <p>三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。</p> <p>イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究</p>	<p>イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究</p> <p>ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究</p> <p>二 ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>五 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。</p> <p>六 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。</p> <p>七 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供する。</p> <p>八 第一号から第三号までに掲げる業務として行うものほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。</p> <p>九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他の政令で定める者の委託を受けて、これらの核原料物質(原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう)、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。)まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項に規定する電源利用対策に関する</p>	<p>業務</p> <p>二 前号に掲げる業務以外の業務(積立金の処分)</p> <p>第十九条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券)</p> <p>第二十条 機構は、第十七条第一項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本原子力研究開発機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 雑則

(中期目標に関する原子力委員会の意見の聴取)

第二十三条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(機構の解散時における残余財産の分配)の意見を聴かなければならない。

第二十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、

当該残余財産のうち、第十八条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

(主務大臣等)

第二十五条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

二 第六条、第十九条、第二十条及び第二十一条並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条(第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三 第十七条に規定する業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

2 経済産業大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第二十六条 次に掲げる規定の適用については、

これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項及び第四十四条第四項並びに第四十八条第二項(前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)の規定

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第二十七条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項、第二十条第一項若しくは第五項又は第二十二條第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十九条第一項の規定による承認をしようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三十一条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(日本原子力研究所の解散等)

第二条 日本原子力研究所(以下「旧研究所」といふ)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に必要事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構及び独立行政法人理化学研究所(以下「理化学研究所」といふ)が承継する。

2 機構の成立の際に旧研究所が有する権利のうち、機構及び理化学研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 機構 旧研究所が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの

二 理化学研究所 附則第二十七条の規定による改正前の特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条に規定する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、旧研究所が、政令で定める基準に従って作成して文部科学大臣の認可を受けたものでなければならぬ。

6 旧研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

7 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び理化学研究所が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

8 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額の合計額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対して第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

9 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

10 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必

要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

11 第一項の規定により理化学研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い理化学研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から理化学研究所に対し出資されたものとする。

12 第八項、第九項及び前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

13 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

14 旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

15 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(核燃料サイクル開発機構の解散等)
第三条 核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額当該差し引いた額が旧機構の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額に、旧機構に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対して第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣及び経済産業大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

8 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受け

るべき機構の出資証券の上に存在する。

12 旧機構の解散については、附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号。以下「旧機構法」という。)第四十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧機構法第三十四条第一項の規定による旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧機構法第三十五条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

(持分の払戻し)
第五条 附則第二条第八項及び第三条第六項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長となるべき者の指名の際の原子力委員会の意見の聴取)
第六条 第十二条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者の指名について準用する。

(理事長の任期の特例)
第七条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十三条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とす

る。

(業務の特例)
第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務 附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)
第九条 この法律の施行の際現に日本原子力発電開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止)

第十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)

二 核燃料サイクル開発機構法
(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本原子力研究所法(第十二条及び第十九条を除く。)又は旧機構法(第十三条及び第二十三条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 附則第十条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条第七項及び第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第十条の規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号を次のように改める。

第三十三 独立行政法人日本原子力発電開発機構が独立行政法人日本原子力発電開発機構(平成十六年法律第 号)第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

第三十三条第三十四号を削り、第三十四号の二を第三十四号とし、第三十四号の三を第三十四号の二とする。

(原子力基本法の一部改正)

第十五条 原子力基本法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(独立行政法人日本原子力発電開発機構)
第七条 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等は、第二条に規定する基本方針に基づき、独立行政法人日本原子力発電開発機構において行うものとする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を削る。

(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)
第十七条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出しを「事業の指定」に改め、同条第一項中「核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で」を削り、「するもの」を「する者」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第四十四条の二の見出しを「指定の基準」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「又は同条第三項の承認」を削り、「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条の四の見出しを「変更の許可及び届出」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「又は第三項の承認」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十五条第一項中「(再処理の事業を行う場

合における核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ。)を削り、同条第三項第一号中「同条第三項若しくは前条第三項の承認を受けたところ、同条第一項を」前条第一項に改め、「若しくは第四項」を削る。

第四十六条の五第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第七十一条第六項中「若しくは第三項」を削り、同条第八項中「第四十四条の四第二項若しくは第四項」を「第四十四条の四第二項」に改める。

第七十五条第一項中「第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十七条中「二」を「いずれかに」に改め、第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とし、第七号の四を第七号の三とする。

第七十八条第十七号中「又は第三項」及び「又は承認」を削り、「これらの規定による」を同項の「」に改める。

第八十一条第一号中「第七号の四」を「第七号の三」に改める。

第八十三条中「若しくは第四項」を削る。

(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 前条の規定の施行の際現に旧機構が同条の規定による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第三項において「旧原子炉等規制法」という。)第四十四条第三項の承認を受けている再処理施設において行われる再処理の事業については、次項の規定により機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員(次項において「設立委員」という。)が提出する書類に記載されたところにより、前条の規定の施行の日、同条の規定による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新原子炉等規制法」

という。第四十四条第一項の指定があつたものとみなして、新原子炉等規制法の規定を適用する。

2 設立委員は、前項の規定の適用を受ける再処理の事業について、新原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、前条の規定の施行の前日に、経済産業大臣に提出しなければならぬ。

3 前条の規定の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十四条の四第三項の規定による承認についてされている申請については、新原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
第十九条 原子力損害の賠償に関する法律 昭和三十六年法律第四百七号の一部を次のように改正する。

第二十条 原子力損害賠償補償契約に関する法律 昭和三十六年法律第四百八号の一部を次のように改正する。
第一条中「第一号の二」を「第二号」に改める。
(行政事件訴訟法の一部改正)
第二十一条 行政事件訴訟法 昭和三十七年法律第三百三十九号の一部を次のように改正する。
別表核燃料サイクル開発機構の項及び日本原子力研究所の項を削る。
(所得税法の一部改正)
第二十二号 所得税法 昭和四十年法律第三十三号の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。
(法人税法の一部改正)
第二十三条 法人税法 昭和四十年法律第三十四号の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。
(電源開発促進対策特別会計法の一部改正)
第二十四条 電源開発促進対策特別会計法の一部を次のように改正する。
第一条第三項第一号口中「核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改め、「限る。」の下に「又は交付金の交付を加える。
第三条の二中「第十九条第三項」の下に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第 号)第十九条第三項」を加え、「及びハ」を「からハまで」に改める。
(消費税法の一部改正)
第二十五条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表核燃料サイクル開発機構

読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とする。
(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第二十条 原子力損害賠償補償契約に関する法律 (昭和三十六年法律第四百八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第一号の二」を「第二号」に改める。
(行政事件訴訟法の一部改正)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表核燃料サイクル開発機構の項及び日本原子力研究所の項を削る。
(所得税法の一部改正)

第二十二号 所得税法 昭和四十年法律第三十三号の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。
(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法 昭和四十年法律第三十四号の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表核燃料サイクル開発機構の項を削る。
(電源開発促進対策特別会計法の一部改正)

第二十四条 電源開発促進対策特別会計法の一部を次のように改正する。
第一条第三項第一号口中「核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改め、「限る。」の下に「又は交付金の交付を加える。
第三条の二中「第十九条第三項」の下に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第 号)第十九条第三項」を加え、「及びハ」を「からハまで」に改める。
(消費税法の一部改正)

第二十五条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表核燃料サイクル開発機構

の項を削る。
(地価税法の一部改正)
第二十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項第一号中、「公益法人等又は別表第一第二十五号に規定する法人」を「又は公益法人等」に改める。
別表第一第二十五号を削る。
別表第二第三号中「事業の指定等」を「事業の指定」に改める。
(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正)

第二十七条 特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
日次中「日本原子力研究所及び理化学研究所の業務」を「理化学研究所の業務(第五条―第七條)」に改め、「第一節 日本原子力研究所の業務(第五条―第七條)」及び「第二節 理化学研究所の業務(第八条―第十条)」を削り、「第十一條―第二十五條」を「第八条―第二十二條」に、「第二十六條―第二十八條」を「第二十三條・第二十四條」に、「第二十九條・第三十條」を「第二十五條・第二十六條」に改める。
第二條第一項及び第三項中「日本原子力研究所及び」を削る。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 理化学研究所の業務
第三章第一節を削る。
第三章第二節の節名を削る。
第八条第一号中「(第五条第一号に掲げる業務に係るものを除く。)」を削り、同条第二号中「(第五条第二号に掲げる業務に係るものを除く。)」を削り、第三章中同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(実施計画)

第六条 理化学研究所は、文部科学省令で定めるところにより、前条に規定する業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更し

ようとするときも、同様とする。
2 前項の実施計画は、基本方針の内容に即して定められなければならない。
第九条を削る。
第十条中「第八条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。
第四章中第十一条を第八条とする。
第十二条第六号中「日本原子力研究所又は」を削り、同条を第九条とする。
第十三条中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改め、「日本原子力研究所は第五条に規定する業務(共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。)」の全部又は一部を削り、「第八条」を「第五条」に改め、同条を第十条とする。
第十四条中「日本原子力研究所」を「理化学研究所」に改め、同条を第十一条とする。
第十五条を第十二条とする。
第十六条第一項中「第十二条第二号」を「第九条第二号」に改め、同条を第十三条とする。
第十七条を第十四条とし、第十八条から第二十条までを三條ずつ繰り上げる。
第二十一条第二項中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十八条とする。
第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十条とする。
第二十四条中「第十二条」を「第九条」に改め、同条を第二十一条とする。
第二十五条第一項中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に、「第十二条」を「第九条」に改め、同項第三号中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第九条」に改め、同条を第二十二号とする。
第二十六号の見出し中「日本原子力研究所」を削り、同条中「日本原子力研究所」を削り、「第八条及び第十二条」を「及び第九条」に改め、第五章中同条を第二十三号とする。
第二十七号を削る。

第二十八條第一号中「第十六條第一項又は第十七條第一項」を「第十三條第一項又は第十四條第一項」に改め、同条第二号中「第十六條第三項、第十七條又は第二十條」を「第十三條第三項、第十四條又は第十七條」に改め、同条第三号中「第十七條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十九條中「第二十三條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、第六章中同条を第二十五條とする。

第三十條を第二十六條とする。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第二十八條 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号イ中「許可」の下に「規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に對する」を加え、「この号において同じ」を削り、同号ロ中「許可」の下に「規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に對する承認を含み、」を加え、「もの」を「許可」に改め、同号ハ中「許可」の下に「規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に對する承認を含む。」を加え、同号ニ中「指定」の下に「規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に對する」を加え、「同条第三項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。」を削り、同号ホ中「許可」の下に「規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に對する承認を含む。」を加え、同号ヘ中「許可」の下に「規制法第七十六條の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に對する承認を含む。」を加え、「同法」を「規制法」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十九條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一核燃料サイクル開発機構の項及び日本原子力研究所の項を削る。

(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)

第三十條 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「第八條」を「第五條」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第三十一條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表核燃料サイクル開発機構の項及び日本原子力研究所の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧研究所又は旧機構が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二條第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧研究所又は旧機構の役員又は職員であつた者

二 旧研究所又は旧機構から旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧研究所又は旧機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十一月十日印刷

平成十六年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D